

# 岩手県職労

月2回刊=第1399号  
2013年10月30日 発行  
発行日 毎月15日30日  
発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合 印刷所 盛岡市上田二丁目17-4 有限会社 ジョー印刷企画 一部 40円 組合員購読料は組合費に含む

退職後のいっしょは  
退職時に決めたい  
在職中に掛金を積み立てて、退職時に「年金」「医療」「遺族」の3つの給付を必要に応じて組み合わせることが出来る制度です。  
じちろうの長期共済  
自治労共済本部  
詳しくは所属する組合まで

## 2013確定闘争方針を賛成多数で承認

### 県職労第113回中央委員会



2013確定闘争-当面する闘争方針などを決めた中央委員会

#### 具体的な要求・行動に結び付ける取り組みを

県職労は、10月12日、第113回中央委員会を盛岡市の自治労岩手県本部大会議室で開催した。中央委員総数28人中、本人出席23人、委任状出席5人、計28人の中央委員が出席し、一般会計特別会計更正予算案など、全ての議案を執行部提案のとおり承認し、13確定闘争を全力で取り組むことを確認した。

はじめに、平中央執行委員長があいさつに立ち、「年度の前半を振り返ると、賃金カット阻止の取り組み、そして引き続いての人勧期

の取り組みと、我々の賃金をいかに確保し引き上げていくか、この取り組みが中心だった。現実に行われた賃金カットは、理不尽な政府からの強制、その他にも制度上の様々な矛盾、弊害があるが、そういった我々が苦しめられている現実、事実には私たちが気付く必要があると思う。働いた分の

賃金を得る、当然、賃金カットをやめさせる。この秋の取り組みがまさにそのことでありますから、この中央委員会を経て確定闘争に全力を注いでいかなければなりません。具体的な要求・行動に結び付けていく取り組みをぜひお願いしたい」と述べ、活発な討論で今後の取り組みへの結果を

ともあり、いつまで対応が続くのかと言う不安もある。安全衛生委員会や局長交渉でも検診を実施すべき等の話をしているが、あらためて検査体制の充実と環境整備をお願いしたい(胆江・佐藤)「4支部合同での県南広域局長交渉に向けて、現在アンケートを実施し、要求書にまとめているところ。組合員の生の声を届けるため、本部の協力・バックアップをお願いしたい(一関・高橋)「人事異動に伴い、通勤のために持ち出しが増えたとか、赴任先の公舎が足りなくて民

間アパートを借りなければならず、持ち出しが増えたとか、仕事のために自己負担が増える実態が多くある。特に通勤にかかる自己負担は切実な問題だ。今回の確定闘争の中で、取り組みの強化をお願いしたい(二戸・小野)「東北6県の状況をみると、岩手だけが極端に組合加入率が低い。何か原因があるのかと思う。決定された。

#### 13確定闘争スタート

## 知事あて統一要求書提出

### 復興に向けた人員体制強化と欠員の解消めざす

県職労は10月18日、達増知事あての統一要求書を提出し、今年度の確定闘争をスタートさせた。

また、来年度の定期人事異動に関する要求書もあわせて提出し、大槻人事課総括課長との交渉を実施した。交渉では、県職労が欠員

の現状や解消に向けた対策等について質したのに対し、大槻課長は復興に向けた人員体制強化とあわせて欠員解消できるよう対応していくと答えた。回答内容は以下のとおり。

①欠員解消と人員体制  
10月1日時点での欠員は

67人。10月に10人の前倒し採用をしたが、11月1日付でさらに4人の採用を考えている。来年度の補充採用の計画は、試験採用としてI種採用88人・II種採用15人程度、選考採用として保健師や薬剤師等の専門職を

中心に15人程度、県配置の

任期付職員は30人程度の採用を予定している。このほか、民間経験者の枠として、建築職と土木職を20人程度募集しており、任期の定めのない職員での増員を考えている。

②雇用と年金の接続に向けた再任用の意向確認  
例年11月中旬に募集を行っており、同様の時期に意向把握を行いたい。人事ヒアリングの際にも確認していく。詳細については、決定次第周知する。

③来年度の組織再編  
復興のための組織強化にかかる調整はあるが、大がかりな統廃合等は考えていない。

④人事異動内示に向けたスケジュール  
組織定数の考え方を早め

⑤振興局長権限での市町村人事交流  
昨年度も交流人事に関し、本人への説明不足や、市町村の内示時期まで勤務場所が決まらないなど、不安と混乱が生じている旨、お話をいただき、関係部局へ話をつなげたところだが、あらためて承らせていただく個別具体的実態も含めて相談があれば対応する。

が各地に増えていく。全国的には「ひこにゃん」「くまモン」や「パ Riyiさん」、「ふなっしー」などが有名。岩手の「わんこきょう

「ゆるきゃら」が各地に増えていく。全国的には「ひこにゃん」「くまモン」や「パ Riyiさん」、「ふなっしー」などが有名。岩手の「わんこきょう

「ゆるきゃら」が各地に増えていく。全国的には「ひこにゃん」「くまモン」や「パ Riyiさん」、「ふなっしー」などが有名。岩手の「わんこきょう

「ゆるきゃら」が各地に増えていく。全国的には「ひこにゃん」「くまモン」や「パ Riyiさん」、「ふなっしー」などが有名。岩手の「わんこきょう

総合共済規程改正内容

改正前	改正後
<p><b>岩手県職員労働組合総合共済規程</b></p> <p>第1条～第5条 (略) (権利)</p> <p>第6条 組合員及び準組合員は、次の権利を有する。 (1)、(2) (略) (3) 自治労共済又は県職労が行う各種共済制度を利用する権利。ただし、準組合員乙は、退職時の継続加入共済及び自動車共済に限る。</p> <p>2 (略) (義務)</p> <p>第7条 組合員及び準組合員は、次の義務を負う。 (1)、(2) (略) (3) 組合員及び準組合員が旅行を集団で行うとき、行先、期間、氏名を届け出る義務</p> <p>2 前項に規定する義務を履行しないときは、次の扱いとする。 (1)、(2) (略) (3) 前項第3号を履行しない場合は、次条第2項第1号の給付は、自治労共済再共済分のみ給付する。</p> <p>3 (略) (事業)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 給付事業は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 火災及び災害見舞金の給付</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) 組合員及び準組合員甲に対する重度障害給付金の給付 (10)、(11) (略) (12) 組合員及び準組合員甲に対する退職餞別金 (13)、(14) (略)</p> <p>(15) 第14条第1項第3号ただし書の規定に該当する準組合員乙に対する給付は、次のとおりとする。 ① 本人死亡に対する弔慰金の給付 ② 配偶者、子及び親の死亡に対する弔慰金の給付 ③ 本人に対する結婚祝金の給付 ④ 本人に対する重度障害給付金の給付</p> <p>3 (略) (給付金)</p> <p>第9条 (略) 2～3 (略)</p> <p>第10条 (略) (給付の請求及び制限)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略) (1)、(2) (略) (3) 自己の犯罪行為(刑法各条に定める犯罪行為をいう。)に伴う事実が発生し、中央執行委員会が給付することが適当でないと認めるとき。</p> <p>(権利の得喪)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 給付の請求は、その原因である事実の生じた日から3年以内にならなければならない。 (請求権者及び遺族の範囲等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項ただし書に規定する遺族の範囲及び順位は、次のとおりとする。 (1) 配偶者</p> <p>(2) 組合員及び準組合員であった者の死亡の当時、その者と生計を一にしていた、父母、孫及び祖父母</p> <p>(3) 前号に定める以外の子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹</p> <p>3 (略)</p> <p>第14条～第24条 省略</p> <p>附 則 (施行期日)</p>	<p><b>岩手県職員労働組合総合共済規程 (案)</b></p> <p>第1条～第5条 (略) (権利)</p> <p>第6条 組合員及び準組合員は、次の権利を有する。 (1)、(2) (略) (3) 自治労共済又は県職労が行う各種共済制度を利用する権利。ただし、準組合員乙は、退職時の継続加入共済及び<u>じちろうマイカー共済又は自治労自動車共済</u>に限る。</p> <p>2 (略) (義務)</p> <p>第7条 組合員及び準組合員は、次の義務を負う。 (1)、(2) (略) (3) <b>削除</b></p> <p>2 前項に規定する義務を履行しないときは、次の扱いとする。 (1)、(2) (略) (3) <b>削除</b></p> <p>3 (略) (事業)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 給付事業は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <b>組合員及び準組合員甲に対する住宅災害見舞金の給付</b></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) 組合員及び準組合員甲に対する重度障害見舞金の給付 (10)、(11) (略) (12) 組合員及び準組合員甲に対する退職餞別金の給付 (13)、(14) (略)</p> <p>(15) 第14条第1項第3号ただし書の規定に該当する準組合員乙に対する給付は、次のとおりとする。 ① 本人死亡に対する弔慰金の給付 ② 配偶者、子及び親<u>並びに配偶者の親</u>の死亡に対する弔慰金の給付 ③ <b>本人に対する住宅災害見舞金の給付</b> ④ 本人に対する結婚祝金の給付 ⑤ 本人に対する重度障害見舞金の給付</p> <p>3 (略) (給付金)</p> <p>第9条 (略) 2～3 (略)</p> <p><b>4 戦争その他の非常な出来事及び地震、津波、噴火その他これらに類する天災の発生により、規定の給付金を支払えない場合は、岩手県職員労働組合の大会(以下「大会」という。)又は中央委員会の承認を得て、給付しないこと又はこの規定によらない給付をすることができる。</b></p> <p>第10条 (略) (給付の請求及び制限)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略) (1)、(2) (略) (3) <del>自己の</del>犯罪行為(刑法各条に定める犯罪行為をいう。)に伴う事実が発生し、中央執行委員会が給付することが適当でないと認めるとき。 (4) <b>第9条第4項に該当する場合で、給付しないことを決定したとき。</b></p> <p>(権利の得喪)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 給付の請求は、その原因である事実の生じた日の<u>翌日から起算して</u>、3年以内にならなければならない。 (請求権者及び遺族の範囲等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項ただし書に規定する遺族の範囲及び順位は、次のとおりとする。 (1) <b>組合員及び準組合員であった者の配偶者</b></p> <p>(2) 組合員及び準組合員であった者の死亡の当時、<u>その収入によって生計を維持していたその者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹</u></p> <p>(3) <b>組合員及び準組合員であった者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたその者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹</b></p> <p>(4) <b>第2号に該当しないその者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹</b></p> <p>(5) <b>第3号に該当しないその者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹</b></p> <p>3 (略)</p> <p>第14条～第24条 省略</p> <p>附 則 (施行期日) <b>この規程は、2014年4月1日から適用する。</b></p>
備 考	改正部分は、下線の部分である。

県職労総合共済規定及び県職労総合共済規定細則の一部改正(案)職場討議について、10月12日に開催された県職労第113回中央委員会において職場討議に付すことが賛成多数で承認されたことから機関紙本号において「討議案」について掲載をしますので、各支部・分会において討議をお願いします。

**岩手県職員労働組合総合共済規程及び岩手県職員労働組合総合共済規程細則の一部改正(案)に係る職場討議について**

総合共済制度の充実を図るため、岩手県職員労働組合総合共済規程及び岩手県職員労働組合総合共済規程細則の一部を次のように改正することについて、職場討議に付します。

なお、標記規程及び規程細則の一部改正については次期大会で決定することとします。

**1 改正の目的**  
県職労総合共済は、これまで、自治労総合共済基本型への再共済(全員加入)により、制度の安定的な運営を確保してきました。

そして2011年6月の自治労共済と全労済との統合を受け、2013年6月からは、自治労総合共済基本型を全労済に全額再共済したところ。

これに伴い自治労共済は、「総合共済」を「総合(慶弔)共済」に名称変更したうえで、支払認定基準や給付額等を全労済の総合(慶弔)共済再共済事業規約に準じた内容とするための改定を行いました。

こうした経緯により、県職労総合共済を再共済している自治労総合共済基本型が、2014年4月から新制度に移行することに伴い、県職労総合共済の給付内容等の見直しが必要になったことから、所要の改正を行うものです。

なお、給付内容等の見直しにあたっては、組合員の受給にかかる権利の維持を第一に、県職労総合共済の財政状況も考慮しながら検討を行ったところです。

**2 改正の要旨**

(1) 現行の「県職労総合共済」と、再共済先である2014年4月施行の「自治労総合(慶弔)共済」との整合性を勘案したうえで、給付内容、認定基準等及び給付金額の見直しを行ったこと。(規程第13条第2項関係及び別表第1、細則第4条関係及び第5条関係)

(2) 集団で旅行をする場合の届け出の義務を削除し、新たに免責に係る条項を加えたこと。(規程第7条第1項第3号関係及び規程第9条第4項関係)

(3) その他、所要の整備を図ったこと。

**3 改正内容**  
別掲 新旧対照表のとおり

**4 施行時期**  
2014年4月1日施行

**(改正の概要)**

**1 「県職労総合共済」と「自治労総合(慶弔)共済」との整合性を図るための見直し**

(1) **給付事業の内容について、自治労総合(慶弔)共済の名称・範囲等に合わせ て記述を整理**

<規程> 第8条第2項第4号、第9号、第12号、第15号②～⑤  
第11条第2項第3号  
第12条第2項  
第13条第2項各号

(2) **自治労総合(慶弔)共済給付金を踏まえた給付内容の見直し**

<規程> 別表第1  
・(1) 組合員、準組合員甲→「住宅災害見舞金」、「退職餞別金」  
・(2) 準組合員乙→「自治労セット共済継続者期間中適用」欄を削除し、欄外注釈で整理。

(3) **認定基準の整理**

ア 給付認定の事務処理においては、自治労総合(慶弔)共済の認定と同一基準を設けることで、県職労総合共済の制度の安定運営と事務の軽減を図っていた。今回自治労総合(慶弔)共済の基準が改定されたことに伴い、認定の齟齬を防ぐため、県職労総合共済の認定基準を、「自治労共済総合(慶弔)共済事業基準規約に定めるとおりとする。」とし、個別の記載を削除する。

<細則> 第4条第2項、第3項、第5項及び第7項(改正後:第4条第2項)

イ 上記(1)以外の給付認定について整理したもの。

<細則> 第4条第4項、第6項、第8項から第10項(改正後:第4条第3項)

(4) **自治労総合(慶弔)共済に準じて、必要書類や要件を整備**

<細則> 第5条第4項から第9項(改正後:第5条第5項から第8項)第5条の2

**2 集団旅行届出義務の削除及び免責条項の追加**

組合員及び準組合員の義務として位置づけられているものの、該当するケースがほとんどない状況のためこの条項を削除し、新たに非常時等の免責について規定する条項を加える。

<規程> 第7条第1項第3号及び同条第2項第3号 } 削除  
<細則> 第3条第2項

<規程> 第9条第4項及び第11条第2項第4号を追加

**3 その他所要の整備**

(1) **様式番号の整理**

欠番の解消と様式名称の整理を行うもの。

<細則> 第4条の2第1項第3号③  
第4条の2第1項第5号③  
第5条第2項  
第5条第4項  
第6条第4項

(2) **所属分会がない組合員にかかる申告書の証明について整備**

市町村等へ派遣されている場合など、分会に所属しない組合員にかかる申告書の証明について整備し、あわせて申告書の証明と審査について整理したもの。

<細則> 第5条第3項(申告書の証明と審査) ← 第5条第3項(申告書の証明)  
第5条第4項(申告書の審査)

(3) **その他の整理**

<規程> 第6条第1項第3号  
・「自治労自動車共済」→「じちろうマイカー共済又は自治労自動車共済」

<細則> 第4条の2第3項  
・事業を特定させるため、事業名称「生きがい対策」を追加

<細則> 第6条第2項  
・「組合員カードに記載した銀行」→「中央執行委員長が指定する口座」